

ラジオギャップフィラー 要求条件 (案)

<機能要件>

(既存放送局への影響)

- 既存FM放送局と同一周波数とする場合、既存FM放送局の放送エリア内外にかかわらず、既存FM放送受信者に影響を与えないこと
- 既存FM放送局と同一周波数とする場合、D/U ∞ dBを満たさない干渉ゾーンには世帯が存在しないこと
- ギャップフィラーのエリア外では、既存FM放送局との混信保護比を満足すること
- 既存FM放送局との同一周波数とする場合の同期ガイドラインを決めるべき(周波数偏差 ∞ Hz以内、D/U ∞ dB以上等)
- MFNとする場合、既存放送局との離隔周波数については ∞ kHz以上とするべき
- ラジオギャップフィラーを開設する場合、原則、地下街または地形等により遮蔽され、ギャップフィラーの放送エリアから遠くに飛び出さないような場所に設置すること
- 想定外の飛び出し混信を避けるためにギャップフィラーの送信高の上限を決める必要はないか(例えばエリアの平均海拔高から最大15mまでとする)
- 空中線電力は1波あたり最大 ∞ mW(例えば5 mW)を上限とする。また、ERPは1波あたり最大で ∞ mW(例えば20 mW)を上限とする
- 地デジギャップフィラーと同等の半径500m~1 kmの放送区域から空中線電力を定義すると、特にポータブル受信機を想定した場合、比較的大きな空中線電力になるのではないか(既存放送局への飛び出し影響の懸念される)

※ ∞ については作業班での検討が必要

(受信品質)

- 受信点での受信品質条件を定めるべきではないか
- 受信点での受信品質はEスポ等の異常伝搬についても十分考慮されていること
- AMラジオ放送を受信してギャップフィラー送信する場合には、夜間外国波混信などの影響を受けない受信点を選定すること

<その他>

- ラジオギャップフィラー局を開設する場合は、事前に放送事業者と調整し承諾を得ること
- ラジオギャップフィラーの開設、運用、再放送同意、停波事故時の対応等のガイドラインは、地上デジギャップフィラーのガイドラインと同等とすべき